

佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀県立九州シンクロトロン光研究センター（以下「研究センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程の用語の定義は、次のとおりとする。

- 一 「県有ビームライン」とは、佐賀県が設置し、第7条による承認を受けた者が利用するビームラインをいう。
- 二 「他機関ビームライン」とは、利用者が自ら設置し利用するビームラインをいう。
- 三 県有ビームラインの利用における「一般利用」とは、第四号、第五号並びに第六号以外のものをいう。
- 四 県有ビームラインの利用における「産業利用」とは、佐賀県内事業者等の産業利用を促進し、佐賀県の産業振興に資する課題をいう。「重点分野利用」とは、佐賀県が重点的に推進する産業分野において、県外の優良な研究利用成果を蓄積しながら県内産業での成果波及を目指していくための課題をいう。当該利用は、その成果を公開しなければならない。
- 五 県有ビームラインの利用における「包括利用」とは、県内企業を対象とした、計画・測定・分析・解析等を研究センターが包括的に支援する課題をいう。
- 六 県有ビームラインの利用における「トライアル利用」とは、研究センターを初めて利用する利用者が、意図する研究や測定の可否の判断を必要とする場合に試験的に利用する課題をいう。
- 七 「ビームポート」とは、光源装置からのシンクロトロン光の取り出し口をいう。

(休所日)

第3条 研究センターの休所日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
 - 三 12月29日から翌年1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
- 2 九州シンクロトロン光研究センター所長（以下「所長」という。）は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、臨時に開所し、又は休所することができる。

(開所時間)

第4条 研究センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、県有ビームラインの利用については、午後9時までとする。

- 2 所長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、開所時間を変更することができる。

(他機関ビームラインの設置)

第5条 他機関ビームラインを設置しようとする者は、次条に定めるもののほか別に定める「他機関ビームライン取扱要領」により手続きを行わなければならない。

(施設の利用申込)

第6条 研究センターの施設を利用しようとする者は、利用開始又は工事開始しようとするときまでに、利用申込書を所長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の利用申込書は様式第1号の1から様式第1号の4までとする。ただし、この規定に定めるもののほかビームラインの利用に関し必要な事項については、所長が別に定める。

(利用の承認)

第7条 所長は、前条の規定により利用申込書を提出した者に対し、施設の利用を承認する場合は、利用承認書(様式第2号の1～様式第2号の3)を交付するものとする。ただし、宿泊室については、領収書をもって利用承認書に替えるものとする。

2 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしないことができる。

- 一 研究センターの設置の目的に反する使用をする恐れがある場合
- 二 研究センター内の秩序を乱す恐れがある場合
- 三 研究センターの施設又は設備をき損する恐れがある場合
- 四 集团的又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる場合
- 五 その他管理上必要があると認める場合

(利用の条件)

第8条 所長は、前条の利用承認に当たって、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- 一 利用に当たっては、関係法令、条例、規則、諸規程を遵守すること。
- 二 利用者(法人の場合は役員等)は過去5年間、又は利用期間中に国の法令違反等による処分等を受けていないこと。併せて、刑事罰を受けていないこと。
- 三 利用料金は、指示された方法により期日までに支払うこと。
- 四 承認した利用目的以外には利用しないこと。又は利用の権利を譲渡し、若しくは他に転貸しないこと。
- 五 施設設備は良好な状態に保つよう努め、利用が終了した際には、原状に復すること。
- 六 その他、九州シンクロトロン光研究センター職員(以下「職員」という。)の指示に従うこと。

(利用料金)

第9条 第7条第1項の利用承認を受けた者は、別表により利用料金を支払わなければならない。

2 所長は、前項に定めのない経費が特定の利用に関し生じた場合、その実費相当額の範囲内で徴収することができる。

3 所長は、県有ビームライン利用料及び他機関ビームラインビームポート料について、利用形態やビームの状況等に応じ全額又は一部を減額することができる。

(利用料金の減免)

第10条 所長は、次に掲げる事項に該当する場合、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 一 佐賀県が行う事業に係る利用料金の一部又は全部

二 その他特に必要と認める場合の利用料金の一部又は全部

2 前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、利用料金減免申込書（様式第3号）を所長に提出しなければならない。

（利用料金の還付）

第11条 既納の利用料金は還付しない。ただし、利用者の責めによらないで利用することができなくなった場合は、利用料金の全部又は一部を還付する。

2 前項の規定により利用料金の還付を受けようとする者は、利用料金還付申込書（様式第4号）を所長に提出しなければならない。

（利用の制限）

第12条 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用の中止を命ずることができる。

一 第7条第2項各号のいずれかに該当した場合

二 第8条に規定する利用条件のいずれかに違反した場合

2 前項の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の中止を命ぜられたことにより利用者に損害を生ずることがあっても、これに対する補償は行わない。

（入所の制限）

第13条 所長は、研究センターの秩序を乱すおそれがあると認める者その他研究センターの管理上支障があると認める者に対し、入所を禁じ、又は退所させることができる。

（原状回復）

第14条 利用者は、利用を終了したとき、又は利用の中止を命ぜられたときは、直ちに施設を原状に復さなければならない。

（弁償）

第15条 研究センターの施設や設備、機器、資料等を亡失し、破損し、又は汚損した者は、所長の指示に従い、現品又は相当の代価をもって弁償しなければならない。

（補則）

第16条 この規程に定めるもののほか、研究センターの管理に関し必要な事項については、所長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年7月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年11月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年11月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

別表（管理規程第9条関係「利用料金表」）

施設の種類等		利用区分・単位	利用料金単価（税込）
県有ビームライン	県内利用	一般利用（成果非公開）	122,100 円/日
		産業利用（成果公開）	12,100 円/日
		包括利用（成果非公開）	48,400 円/半日
	県外利用	一般利用（成果非公開）	244,200 円/日
		重点分野利用（成果公開）	24,200 円/日
トライアル利用（成果非公開）			無料（初回1日限り）
他機関ビームライン （ビームポート）	一般	1か所・1年当たり	12,571,400 円
	公共等 （大学等）	1か所・1年当たり	6,914,200 円
他機関ビームライン（電気料）		子メーターにより計測した月毎の電気使用量	電力単価×電気使用量
実験ホール（占有料）		1平方メートル・1月当たり	260 円
研究室		1室・1月当たり	29,700 円
実験準備室	1～3	1室・1月当たり	34,400 円
	4～9	1室・1月当たり	41,100 円
	10	1室・1月当たり	39,100 円
実験準備室分電盤（電気料）		子メーターにより計測した月毎の電気使用量	電力単価×電気使用量
会議室	1	9:00～12:00	1,400 円
		13:00～17:00	1,900 円
		9:00～17:00	3,300 円
	2	9:00～12:00	1,200 円
		13:00～17:00	1,600 円
		9:00～17:00	2,800 円
セミナー室	全室 （A+B）	9:00～12:00	6,700 円
		13:00～17:00	9,000 円
		9:00～17:00	15,700 円
	A	9:00～12:00	4,100 円
		13:00～17:00	5,600 円
		9:00～17:00	9,700 円
	B	9:00～12:00	2,600 円
		13:00～17:00	3,400 円
		9:00～17:00	6,000 円
宿泊室	1室・1泊当たり		2,000 円
	1室・月単位で利用する場合		40,000 円

(注)

- 1 利用者は、研究センターが発行する請求書に基づき利用料金を納入するものとする。ただし、宿泊室の利用については、利用時に納入するものとする。
- 2 県有ビームラインの利用単位は、包括利用（半日単位）を除き1日とする。
- 3 他機関ビームライン（ビームポート）について、年度の中で利用を開始又は廃止する場合、その年度の利用料は月割計算による。月数に1月未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。なお、利用承認から当該ビームライン利用開始までの期間については、他機関ビームライン（ビームポート）利用料を徴しない。
- 4 実験ホールについては、実占有面積に応じ利用料を算定することとし、利用面積に端数が生じる場合は、小数点以下を切り上げる。ただし、他機関ビームライン設置に伴う実験ホール占有面積は、当該ビームラインの実延長（蓄積リング室遮蔽壁外面からビームライン末端までの延長距離とし、1m未満の端数は切り上げる。）に5mを乗じた面積を占有面積とみなす。
- 5 実験ホール、研究室及び実験準備室について、月の途中で利用を開始又は終了する場合、その月の利用料は日割計算による。その場合に、算定した額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。
- 6 会議室及びセミナー室について、当初承認された時間帯を延長して利用する場合又は特に承認を受けて設定のない時間帯に利用する場合は、会議室にあっては500円、セミナー室にあっては全室（A+B）2,200円、A室1,400円、B室900円に利用時間（時）数を乗じて得た額を利用料とする。この場合、利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分未満であれば切り捨て、30分以上であれば切り上げる。
- 7 他機関ビームライン及び実験準備室の分電盤の子メーターは利用者が設置するものとし、利用者は、電気の使用量実績に応じて研究センターが算定した電気料を支払う。

施設利用申込書

西暦 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

九州シンクロトン光研究センター所長 様

(申込者) 住 所
所 属
職・氏名

九州シンクロトン光研究センターの利用について、次のとおり申し込みます。

なお、利用に際しては、研究センターの諸規程を遵守するとともに、これらに基づく職員の指示に従います。

利用する施設	<input type="checkbox"/> 会 議 室 <input type="checkbox"/> セミナー室 <input type="checkbox"/> 研 究 室
利用目的	
利用期間	自：西暦 年 月 日 時 分から 至：西暦 年 月 日 時 分まで (年・月・時間)
利用人員	
利用責任者	住 所 氏 名 連絡先 (TEL) (E-mail)
特記事項	

(注) 1 該当する□にチェックを入れて下さい。

2 研究室の利用の場合は、利用者の一覧表を添付してください。

※ お預かりした個人情報、本申込に係る手続きにのみ使用し、他の目的には使用しません。

施設利用申込書

西暦 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構

九州シンクロトロン光研究センター所長 様

(申込者) 住 所
所 属
職・氏名

九州シンクロトロン光研究センターの利用について、次のとおり申し込みます。

なお、利用に際しては、研究センターの諸規程を遵守するとともに、これらに基づく職員の指示に従います。

利用する施設	実験準備室
利用目的	
利用期間	自：西暦 年 月 日 時 分から 至：西暦 年 月 日 時 分まで (年・月・時間)
利用人員	
利用責任者	住 所 氏 名 連絡先 (TEL) (E-mail)
特記事項	

(注) 1 利用者の一覧表を添付してください。

※ 他機関ビームラインの実験準備を行う部屋として用意しており、利用するためには、別途放射線業務従事者登録の手続きが必要です。

※ お預かりした個人情報、本申込に係る手続きにのみ使用し、他の目的には使用しません。

様式第1号の3 (第6条関係: 宿泊室用)

宿泊施設利用申込書

宿 泊 日	チェックイン: 令和 年 月 日 チェックアウト: 令和 年 月 日	部屋 番号	
ふりがな		所属	
宿泊者氏名			
宿泊者住所	〒		
連 絡 先	電話番号: E-mail:	備 考	
利用目的			

※お預かりした個人情報は、本申込に係る手続きにのみ使用し、他の目的には使用しません。

施設利用申込書

西暦 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構
九州シンクロトロン光研究センター所長 様

(申込者) 住 所
所 属
職・氏名

九州シンクロトロン光研究センターの利用について、次のとおり申し込みます。
なお、利用に際しては、研究センターの諸規程を遵守するとともにこれらに基づく職員の指示に従います。

設置の目的	(運用方針、利用法など)												
ビームラインの名称													
ビームラインの概要	(場所、延長、設置機器の配置計画、主な機器の概要、消費電力など)												
実験責任者	(氏 名) (所属、職名) (住 所) 〒 (連 絡 先) TEL FAX E-mail												
実験参加者	(全員記入してください。) <table border="1"><thead><tr><th>氏 名</th><th>所 属</th><th>職 名</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table>	氏 名	所 属	職 名									
氏 名	所 属	職 名											

工事期間（予定）	自：西暦 年 月 日 至：西暦 年 月 日
利用開始希望日	西暦 年 月 日
利用期間	自：西暦 年 月 日 至：西暦 年 月 日
安全に関する事項	（利用する薬品、レーザー、高圧ガス等安全に係る事項）
特記事項	

（注）

- 1 配置図、平面図、立面図及び工程表を添付してください。
- 2 利用者の放射線業務従事者登録、カードキー交付については、別途手続きが必要です。
- 3 緊急時の連絡体制表を添付してください。

※ お預かりした個人情報、本申込に係る手続きにのみ使用し、他の目的には使用しません。

施設利用承認書

西暦 年 月 日

様

公益財団法人佐賀県産業振興機構
九州シンクロトロン光研究センター所長

西暦 年 月 日付けで申込みのあった九州シンクロトロン光研究センターの利用について、次のとおり承認します。

利用する施設	<input type="checkbox"/> 会議室 <input type="checkbox"/> セミナー室 <input type="checkbox"/> 研究室	
利用目的		
利用期間	自：西暦 年 月 日 時 分から 至：西暦 年 月 日 時 分まで （ 年・月・時間）	
利用人員		
利用責任者	住 所 氏 名 連絡先（TEL） (E-mail)	
利用料金		
条 件	1 利用に当たっては、関係法令、条例、規則、諸規程を遵守すること。 2 利用料金は、指示された方法により期日までに支払うこと。 3 承認した利用目的以外には利用しないこと。 4 施設設備は良好な状態に保つように努め、利用が終了した際には、現状に復すること。 5 その他、職員の指示に従うこと。	利用料領収

施設利用承認書

西暦 年 月 日

様

公益財団法人佐賀県産業振興機構
九州シンクロトロン光研究センター所長

西暦 年 月 日付けで申込みのあった九州シンクロトロン光研究センターの利用について、
次のとおり承認します。

利用する施設	実験準備室	
利用目的		
利用期間	自：西暦 年 月 日 時 分から 至：西暦 年 月 日 時 分まで (年・月・時間)	
利用人員		
利用責任者	住 所 氏 名 連絡先 (TEL) (E-mail)	
利用料金		
条 件	1 利用に当たっては、関係法令、条例、規則、諸規程を遵守すること。 2 利用料金は、指示された方法により期日までに支払うこと。 3 承認した利用目的以外には利用しないこと。 4 施設設備は良好な状態に保つよう努め、利用が終了した際には、現状に復すること。 5 その他、職員の指示に従うこと。	利用料領収

施設利用承認書

西暦 年 月 日

様

公益財団法人佐賀県産業振興機構
九州シンクロトロン光研究センター所長

西暦 年 月 日付けで申込みのあった下記ビームラインに係る九州シンクロトロン光研究センターの利用について、申込書どおり承認しますので、利用にあたっては下記条件を遵守ください。

記

ビームラインの名称

- 1 利用にあたっては、関係法令、条例、規則、諸規程を遵守すること。
- 2 利用料金は、指示された方法により期日までに支払うこと。
- 3 承認した利用目的以外には利用しないこと。
- 4 施設設備は良好な状態に保つよう努め、利用が終了した際には、現状に復すること。
- 5 その他、職員の指示に従うこと。

利用料金減免申込書

西暦 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構
九州シンクロトン光研究センター所長 様

(申込者) 住 所
所 属
職・氏名
連絡先 (TEL)
(E-mail)

次のとおり利用料の（減額・免除）を受けたいので申し込みます。

利用する施設 及びその目的	
減免を希望する理由	
利用料金減免 希望額	全部・一部（ 円）

※ お預かりした個人情報は、本申込に係る手続きのみに使用し、他の目的には使用しません。

利用料金還付申込書

西暦 年 月 日

公益財団法人佐賀県産業振興機構
九州シンクロトン光研究センター所長 様

(申込者) 住 所
所 属
職・氏名
連絡先 (TEL)
(E-mail)

次のとおり利用料金の還付を受けたいので申し込みます。

利用施設	
利用承認年月日	年 月 日
還付を希望する理由	
還付を受けようとする金額	円

※ お預かりした個人情報は、本申込に係る手続きのみに使用し、他の目的には使用しません。